

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	地域交通政策課
委 託 業 務 名	葛川・伊香立・仰木地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務
委 託 業 務 場 所	大津市葛川・伊香立・仰木地域ほか
概 要	デマンド型乗合タクシーの運行
契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和7年6月30日まで
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	契約単価は、以下のとおりとする。 ・迎車単価1（早朝便Aを運行した際の迎車単価）：2,000円 ・運行単価1（葛川・伊香立地域の最初のエリアを運行した際の運行単価）：900円 ・迎車単価2（早朝便Bを運行した際の迎車単価）：5,000円 ・運行単価2（葛川・伊香立地域のエリアを超えるごとの運行単価）：900円 ・迎車単価3（仰木地域7時便を運行した際の迎車単価）：500円 ・運行単価3（仰木地域を運行した際の運行単価）：2,100円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大津市におの浜四丁目6番28号 [名 称] 琵琶湖タクシー株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	葛川・伊香立・仰木地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務については、令和7年2月28日に一般競争入札を行うも不調となった。入札日から令和7年4月1日までの期間で、本業務実施に必要な道路運送法に基づく認可申請を行い、必要な車両や運転手を確保し、予約受付や安全確保、危機管理のための体制を構築することは困難である。また、令和7年4月1日以降、葛川・伊香立・仰木地域において、地域住民の通院や買物等の日常生活を維持するためには、デマンド型乗合タクシーは欠かせないことから、再度の一般競争入札の執行に要する期間と業務履行までに要する準備期間における業務について、現在、当該業務を委託している琵琶湖タクシー株式会社に対して随意契約を行うもの。

様式第2号（第2条関係）

根 拠 規 程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
---------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。